

一 般 会 計

令和 4 年度三重県一般会計予算

令和 4 年度三重県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 819,429,371 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第 13 款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和 4 年 2 月 17 日提出

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		265,276,000 千円
	1 県 民 税	76,729,000
	2 事 業 税	60,136,000
	3 地 方 消 費 税	69,430,000
	4 不 動 産 取 得 税	3,834,000
	5 県 た ば こ 税	1,950,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,694,000
	7 自 動 車 税	29,879,000
	8 鉦 区 税	2,000
	10 軽 油 引 取 税	21,113,000
	11 狩 猟 税	19,000
	12 産 業 廃 棄 物 税	490,000

2 地方消費税清算金		86,299,000
	1 地方消費税清算金	86,299,000
3 地方譲与税		34,018,000
	2 石油ガス譲与税	86,000
	3 地方揮発油譲与税	2,523,000
	4 森林環境譲与税	143,000
	5 自動車重量譲与税	288,000
	6 特別法人事業譲与税	30,978,000
4 地方特例交付金		1,317,000
	1 地方特例交付金	1,317,000
5 地方交付税		160,011,000
	1 地方交付税	160,011,000
6 交通安全対策特別交付金		416,000
	1 交通安全対策特別交付金	416,000
7 分担金及び負担金		2,324,120

	1 分 担 金	111,728
	2 負 担 金	2,212,392
8 使 用 料 及 び 手 数 料		8,543,992
	1 使 用 料	5,673,959
	2 手 数 料	2,870,033
9 国 庫 支 出 金		129,335,770
	1 国 庫 負 担 金	49,979,924
	2 国 庫 補 助 金	77,532,025
	3 委 託 金	1,823,821
10 財 産 収 入		1,036,749
	1 財 産 運 用 収 入	504,813
	2 財 産 売 払 収 入	531,936
11 寄 附 金		10,356
	1 寄 附 金	10,356
12 繰 入 金		23,967,102

	1 特別会計繰入金	117,473
	2 基金繰入金	23,849,629
14 諸収入		19,922,282
	1 延滞金、加算金及び過料等	275,955
	2 県預金利子	13,908
	3 公営企業貸付金元利収入	2,785,027
	4 貸付金元利収入	3,743,647
	5 受託事業収入	1,635,446
	6 収益事業収入	4,558,709
	7 利子割精算金収入	100
	8 雑収入	6,909,490
15 県債		86,952,000
	1 県債	86,952,000
歳入合計		819,429,371

歳 出

款	項	金額
1 議 会 費		1,460,334 千円
	1 議 会 費	1,460,334
2 総 務 費		39,855,518
	1 総 務 管 理 費	11,759,499
	2 企 画 費	959,216
	3 統 計 調 査 費	359,890
	4 徴 税 費	9,083,575
	5 生 活 文 化 費	4,736,418
	6 地 域 振 興 費	6,093,458
	7 選 挙 費	1,155,370
	8 防 災 費	3,309,161
	9 人 事 委 員 会 費	117,393
	10 監 査 委 員 費	219,955

	12 スポーツ推進費	2,061,583
3 民生費		121,360,641
	1 社会福祉費	93,807,023
	2 児童福祉費	24,812,534
	3 生活保護費	2,693,399
	4 災害救助費	47,685
4 衛生費		76,377,302
	1 公衆衛生費	58,117,472
	2 環境衛生費	169,069
	3 保健所費	71,257
	4 医薬費	5,583,365
	5 病院費	5,123,752
	6 環境保全費	7,312,387
5 労働費		1,637,538
	1 労政費	689,214

	2 職 業 訓 練 費	849,209
	3 労 働 委 員 会 費	99,115
6 農 林 水 産 業 費		34,521,753
	1 農 業 費	10,458,490
	2 畜 産 業 費	1,658,435
	3 農 地 費	10,300,624
	4 林 業 費	8,414,495
	5 水 産 業 費	3,689,709
7 商 工 費		17,519,002
	1 商 工 業 費	17,519,002
8 土 木 費		78,228,250
	1 土 木 管 理 費	23,480,095
	2 道 路 橋 り よ う 費	28,512,772
	3 河 川 海 岸 費	14,703,884
	4 港 湾 費	3,470,333

	5 都 市 計 画 費	7,040,233
	6 住 宅 費	1,020,933
9 警 察 費		38,637,563
	1 警 察 管 理 費	34,461,308
	2 警 察 活 動 費	4,176,255
10 教 育 費		164,261,587
	1 教 育 総 務 費	23,147,857
	2 小 学 校 費	53,472,718
	3 中 学 校 費	29,629,705
	4 高 等 学 校 費	33,599,384
	5 特 別 支 援 学 校 費	13,506,759
	6 社 会 教 育 費	409,563
	7 保 健 体 育 費	585,297
	8 私 学 振 興 費	8,461,779
	9 私 立 幼 稚 園 費	1,448,525

11 災 害 復 旧 費		9,999,941
1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費		2,364,046
2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		7,635,895
12 公 債 費		115,050,495
1 公 債 費		115,050,495
13 諸 支 出 金		120,469,447
1 地 方 消 費 税 清 算 金		67,131,700
2 利 子 割 交 付 金		217,648
3 配 当 割 交 付 金		1,416,690
4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,130,966
5 法 人 事 業 税 交 付 金		4,559,685
6 地 方 消 費 税 交 付 金		43,637,609
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		1,247,321
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		100
9 環 境 性 能 割 交 付 金		1,127,628

	10 利 子 割 精 算 金	100
14 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		819,429,371

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
SNS情報収集サービス利用料に係る契約	令和5年度～令和6年度		4,800 千円
電気工事士免状プラスチックカードシステム保守業務委託に係る契約	令和5年度～令和9年度		762
地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業に係る助成金	令和4年度～債務完了の年度		40,000
広報紙版下制作等業務委託に係る契約	令和5年度		10,119
広報紙印刷業務委託に係る契約	令和5年度		29,967
職員研修実施運營業務委託に係る契約	令和4年度～令和5年度		23,079
総務事務課労働者派遣業務委託に係る契約	令和5年度		4,384
予算編成支援システムのS I 支援業務委託に係る契約	令和5年度～令和6年度		5,729
予算編成支援システムのデータ・プログラム外部保管委託に係る契約	令和5年度～令和6年度		294
総合税システム検証用機器保守業務延長に係る契約	令和5年度		476
税務関係大量出力帳票外部委託に係る契約	令和5年度～令和7年度		77,895
クレジットカード指定代理納付業務委託に係る契約	令和5年度～令和6年度		2
総合税システムのデータ外部保管委託に係る契約	令和5年度～令和6年度		998

本庁舎議事堂エレベーター（3，4号機）改修工事に係る契約	令和4年度～令和5年度	96,659
伊賀庁舎非常用発電設備改修工事に係る契約	令和5年度	157,410
本庁舎議事堂リモートユニット改修工事に係る契約	令和5年度	99,634
志摩庁舎空調受変電改修工事に係る契約	令和4年度～令和5年度	238,820
行政事務用機器賃借に係る契約	令和5年度～令和9年度	13,488
社会福社会館移転整備検討のためのアドバイザー業務委託に係る契約	令和5年度	25,000
斎宮歴史博物館受変電設備改修工事に係る契約	令和5年度	53,767
三重県総合文化センター受変電設備等改修工事に係る契約	令和5年度～令和6年度	493,106
斎宮歴史博物館「常設展示室等音声等多言語ガイドシステム」サポート委託に係る契約	令和5年度～令和6年度	1,109
環境危機対応分析機器保守点検業務委託に係る契約	令和5年度～令和9年度	16,092
総合博物館「令和5年度企画展」展示ディスプレイ、パネル等製作業務委託に係る契約	令和4年度～令和5年度	2,012
総合博物館「令和5年度企画展」資料の輸送・展示作業業務委託に係る契約	令和4年度～令和5年度	2,530
美術館「徳岡神泉展（仮称）」開催に係る契約	令和4年度～令和5年度	13,075
大気汚染自動測定機器保守管理業務委託に係る契約	令和4年度～令和7年度	213,000
三重県環境総合監視システム再構築・運用保守業務委託に係る契約	令和4年度～令和9年度	19,140

斎宮歴史博物館照明設備賃貸借に係る契約	令和4年度～令和14年度	38,160
選挙速報用新聞協会フォーマット変換システム作成・保守に係る契約	令和4年度～令和5年度	700
投開票速報パソコンリース等に係る契約	令和4年度～令和5年度	500
期日前投票・当日投開票集計用FAXリース等に係る契約	令和4年度～令和5年度	700
県議会議員選挙の啓発に係る契約	令和4年度～令和5年度	12,750
県議会議員選挙における選挙公報の印刷・配送に係る契約	令和4年度～令和5年度	2,250
農業経営近代化資金利子補給契約	令和5年度～令和24年度	融資総額1,000,000千円を限度として年利率1.30%以内で利子補給する。
農業経営近代化資金コロナ枠利子補給契約	令和5年度～令和24年度	融資総額1,000,000千円を限度として年利率1.60%以内で利子補給する。
農業経営近代化資金コロナ枠保証料助成契約	令和5年度～令和9年度	融資総額1,000,000千円を限度として年利率0.47%以内で保証料助成する。
天災融資法に係る資金利子補給契約	令和4年度～令和11年度	融資総額40,000千円を限度として年利率3.0%以内で利子補給する。
天災融資法に係る損失補償契約	令和4年度～令和11年度	融資総額40,000千円を限度として融資機関が被る損失の50%を限度として損失補償する。
農業経営改善促進資金利子補給契約	令和5年度	融資総額400,000千円を限度として年利率4.0%以内で利子補給する。
公益財団法人三重県農林水産支援センターが公益社団法人全国農地保有合理化協会から借り入れる担い手支援資金に係る損失補償契約	令和4年度～令和24年度	80,000 外に約定に基づく延滞金及び違約金相当額
土地改良事業（徳田地区ほか4地区）に係る契約	令和5年度	700,000

農地防災事業（黒部第2地区ほか8地区）に係る契約	令和5年度	650,000
治山事業（東又谷地区ほか14地区）に係る契約	令和5年度	1,291,200
林道事業（林道浅谷越線ほか1路線）に係る契約	令和5年度	52,500
漁業近代化資金利子補給契約	令和5年度～令和27年度	融資総額1,300,000千円を限度として年利率2.0%以内で利子補給する。
漁業経営維持安定資金利子補給契約	令和5年度～令和22年度	融資総額100,000千円を限度として年利率2.0%以内で利子補給する。
漁業経営改善促進資金利子補給契約	令和5年度	融資総額20,000千円を限度として年利率3.0%以内で利子補給する。
漁業近代化資金等保証料助成契約	令和5年度～令和22年度	融資総額350,000千円を限度として年率1.5%以内で保証料を助成する。
水産基盤整備事業（錦地区ほか1地区）に係る契約	令和5年度	300,000
障がい者委託訓練業務委託に係る契約	令和5年度	3,960
離職者等再就職訓練業務委託に係る契約	令和5年度～令和6年度	119,735
三重県中小企業融資制度利子補給補助金	令和5年度～令和20年度	融資総額10,100,000千円を限度として年利率0.5%以内
三重県中小企業融資制度損失補償補助金	令和5年度～令和21年度	融資総額300,000千円を限度として信用保証協会が代位弁済によって被る損失の50%以内
三重県中小企業融資制度損失補償補助金	令和5年度～令和21年度	融資総額200,000千円を限度として信用保証協会が代位弁済によって被る損失の50%以内
県・市町連携型融資制度補助金	令和5年度～令和15年度	融資総額1,000,000千円を限度として年利率0.5%以内
マザー工場型拠点立地補助金	令和5年度～令和13年度	2,700,000

成長産業立地補助金	令和5年度～令和6年度	50,000
成長産業立地補助金	令和5年度～令和8年度	280,000
成長産業立地補助金	令和5年度～令和9年度	210,000
スマート工場立地補助金	令和5年度～令和10年度	420,000
外資系企業アジア拠点立地補助金	令和5年度～令和10年度	410,000
三重県土地開発公社が公共用地を先行取得することに係る契約	令和4年度～債務完了の年度	用地取得費5,400,000千円と事務費及び利子に相当する額
三重県土地開発公社が公共用地先行取得のため借り入れる事業資金に対する債務保証契約	令和4年度～債務完了の年度	1,000,000
公共工事進行管理システムの開発・運用保守に係る契約	令和5年度～令和12年度	544,384
公共工事進行管理システムのデータセンター利用に係る契約	令和4年度～令和12年度	19,300
公共土木施設維持管理事業（トンネル防災設備等保守点検）業務委託に係る契約	令和4年度～令和5年度	56,500
公共土木施設（流域分野）維持管理事業（維持修繕等）に係る契約	令和5年度～令和6年度	1,090,400
高速道路関連施設整備対策事業に係る契約	令和5年度	51,500
道路事業（国道421号ほか126路線）に係る契約	令和5年度～令和7年度	14,765,150
河川事業（鍋田川ほか45河川）に係る契約	令和5年度～令和6年度	4,505,000
ダム事業（堰堤維持等）に係る契約	令和5年度～令和6年度	555,000

治水ダム建設事業（鳥羽河内ダム）に係る契約	令和5年度	1,000,000
砂防事業（小滝川ほか98河川・地区）に係る契約	令和5年度	3,877,000
砂防事業（土砂災害情報提供システム）に係る契約	令和5年度～令和10年度	72,798
港湾・海岸事業（城南第一地区海岸ほか34港湾・海岸）に係る契約	令和5年度	2,670,000
港湾・海岸事業（潮位情報システム）に係る契約	令和5年度～令和9年度	50,000
街路事業（野町国府線ほか5路線）に係る契約	令和5年度	400,000
都市公園事業（熊野灘臨海公園ほか4公園）に係る契約	令和4年度～令和9年度	1,665,305
三重県営住宅使用料の口座振替収納に関する事務処理業務委託に係る契約	令和5年度	104
災害復旧事業（令和3年及び令和4年被災箇所）に係る契約	令和5年度	550,000
LGWAN接続ルータ等整備、設定、保守に係る契約	令和5年度～令和9年度	730
三重県行政WANユーザ認証システム再構築（ウィルス対策ソフト更新）に係る契約	令和5年度～令和8年度	62,480
電子申請・届出システム再構築及び運用保守業務委託に係る契約	令和5年度～令和8年度	38,280
共有デジタル地図の更新に係る負担金	令和5年度～令和7年度	333,668
個人番号利用事務系ネットワークにおけるセキュリティ対策業務の再構築及び運用保守に係る契約	令和5年度～令和9年度	11,025
三重県DX推進基盤の整備及び運用保守に係る契約	令和5年度～令和9年度	2,107,095

三重県行政WANユーザ認証システム設計・機器調達・構築・保守業務委託の延長に係る契約	令和5年度	3,080
警務警察運営用機器賃貸借に係る契約	令和5年度	66
情報管理システム機器賃貸借に係る契約	令和5年度～令和11年度	105,660
警察施設照明機器（LED）賃貸借に係る契約	令和5年度～令和14年度	316,920
三重県警察通信指令システム機器等賃貸借に係る契約	令和5年度～令和10年度	1,511,183
警察本部代表電話自動音声案内システム賃貸借に係る契約	令和5年度～令和10年度	2,442
採用試験問題作成等委託に係る契約	令和5年度	1,360
組織犯罪対策情報管理システム機器賃貸借に係る契約	令和5年度～令和10年度	38,403
写真集中処理用機器賃貸借に係る契約	令和5年度～令和10年度	2,886
指掌紋情報管理システム賃貸借に係る契約	令和5年度～令和10年度	324,818
科学捜査機器賃貸借に係る契約	令和5年度～令和11年度	11,785
交通情報総合管理システム等機器保守委託に係る契約	令和5年度～令和8年度	10,920
交通管制センター上位装置機器賃貸借に係る契約	令和5年度～令和9年度	200,246
交通事故事件捜査機器賃貸借に係る契約	令和5年度～令和9年度	861
放置車両確認事務委託に係る契約	令和5年度～令和7年度	61,174

運転免許センター代表電話自動音声案内システム賃貸借に係る契約	令和5年度～令和10年度	2,174
運転免許証交付等事務用機器賃貸借に係る契約	令和5年度～令和6年度	28,029
高齢者講習関係賃貸借に係る契約	令和5年度～令和11年度	14,124
停止処分者講習関係賃貸借に係る契約	令和5年度～令和11年度	44,616
科学捜査研究所庁舎整備に係る設計業務委託	令和5年度	74,159
尾鷲警察署庁舎整備に係る仮設庁舎レンタル料	令和5年度～令和6年度	158,400
交番建築工事費（鳥羽駅前交番）	令和5年度	59,521
警察職員住宅修繕・建替事業（四日市、紀宝地区）	令和5年度～令和23年度	360,453
高等学校等就学支援金に係る支給	令和5年度	507,382
学び直し支援金に係る支給	令和5年度	108
盲学校、聾学校及び城山特別支援学校統合寄宿舎建築工事に係る契約	令和5年度	612,000
県立高等学校入学者選抜におけるWeb出願システム構築及び運用保守業務委託に係る契約	令和5年度～令和8年度	4,800
県立学校における情報教育用パソコンのリースに係る契約	令和5年度～令和9年度	257,027
実習船建造に係る契約	令和5年度	1,959,908
実習船建造監督業務委託に係る契約	令和5年度	6,176

「STOP!いじめ」ポータルサイト構築及び運用保守業務委託に係る契約	令和5年度～令和10年度	3,960
三重県立熊野少年自然の家の指定管理に係る協定	令和4年度～令和9年度	213,355
コンピュータネットワーク総合研修システム再構築に係る契約	令和5年度～令和10年度	212,641
財務会計システムのS I 支援業務委託に係る契約	令和5年度～令和6年度	12,552
財務会計システムのデータ・プログラム外部保管委託に係る契約	令和5年度～令和6年度	704
県議会本会議反訳業務に係る契約	令和5年度	401
県議会委員会反訳業務に係る契約	令和5年度	1,197
「みえ県議会だより」版下制作等業務委託に係る契約	令和5年度	770
「みえ県議会だより」印刷業務委託に係る契約	令和5年度	13,860

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自動車管理事業運営費	千円 12,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
人事管理事務費	8,000	〃	〃	〃
総務事務費	48,000	〃	〃	〃
県有財産評価料及び事務費	40,000	〃	〃	〃
県庁舎等維持修繕費	1,031,000	〃	〃	〃
地域情報化推進事業費	34,000	〃	〃	〃
総合行政ネットワーク整備推進事業費	3,000	〃	〃	〃
情報ネットワーク基盤維持管理費	94,000	〃	〃	〃
電算管理費	434,000	〃	〃	〃
みえ県民交流センター管理事業費	7,000	〃	〃	〃
隣保館整備費補助金	13,000	〃	〃	〃

人権センター管理運営費	44,000	〃	〃	〃
総合文化センター施設保全事業費	434,000	〃	〃	〃
総合文化センター舞台関連 主設備計画修繕等事業費	38,000	〃	〃	〃
図書館管理運営費	42,000	〃	〃	〃
総合博物館管理運営費	49,000	〃	〃	〃
美術館管理運営費	127,000	〃	〃	〃
斎宮歴史博物館管理運営費	86,000	〃	〃	〃
木曾岬干拓地整備事業費	320,000	〃	〃	〃
鉄道利便性・安全性 確保等対策事業費	37,000	〃	〃	〃
防災対策総務調整費	9,000	〃	〃	〃
広域防災拠点維持管理費	44,000	〃	〃	〃
地域防災力向上支援事業費	34,000	〃	〃	〃
防災行政無線整備事業費	1,295,000	〃	〃	〃
防災ヘリコプター運航管理費	135,000	〃	〃	〃
学校運営管理費	67,000	〃	〃	〃
三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿事業費	153,000	〃	〃	〃
三重交通Gスポーツの杜 伊勢事業費	9,000	〃	〃	〃

ドリームオーシャンスタジアム 事業費	95,000	〃	〃	〃
県営ライフル射撃場事業費	2,000	〃	〃	〃
社会福社会館管理運営費	40,000	〃	〃	〃
障害者手帳交付事務費	1,000	〃	〃	〃
視覚障害者支援センター等 運営事業費	3,000	〃	〃	〃
障がい者の地域移行受け皿整備 事業費	77,000	〃	〃	〃
障害者相談支援センター運営費	1,000	〃	〃	〃
介護サービス基盤整備補助金	395,000	〃	〃	〃
介護サービス施設・設備整備等 推進事業費	2,000	〃	〃	〃
身体障害者総合福祉センター 運営費	102,000	〃	〃	〃
放課後児童対策事業費補助金	43,000	〃	〃	〃
みえこどもの城運営事業費	24,000	〃	〃	〃
管理運営費	42,000	〃	〃	〃
児童一時保護事業費	25,000	〃	〃	〃
児童養護施設費	15,000	〃	〃	〃
生活保護システム事業費	5,000	〃	〃	〃
保健衛生情報システム整備費	3,000	〃	〃	〃

衛生試験研究管理費	3,000	〃	〃	〃
保健所運営費	4,000	〃	〃	〃
公衆衛生学院事業費	57,000	〃	〃	〃
公立大学法人関係事業費	273,000	〃	〃	〃
薬事審査指導費	2,000	〃	〃	〃
環境修復事業費	2,787,000	〃	〃	〃
大気テレメータ維持管理費	85,000	〃	〃	〃
水道事業会計支出金	53,000	〃	〃	〃
環境試験研究管理費	71,000	〃	〃	〃
公共職業訓練費	27,000	〃	〃	〃
農業研修教育支援事業費	4,000	〃	〃	〃
農業試験研究管理費	340,000	〃	〃	〃
家畜衛生防疫事業費	12,000	〃	〃	〃
畜産業試験研究管理費	75,000	〃	〃	〃
土地改良費	453,000	〃	〃	〃
農地防災事業費	1,919,000	〃	〃	〃
中山間振興費	243,000	〃	〃	〃

農 村 振 興 費	329,000	〃	〃	〃
国 営 等 推 進 費	324,000	〃	〃	〃
みえ森林・林業アカデミー拠点 整備事業費	217,000	〃	〃	〃
林 道 費	329,000	〃	〃	〃
治 山 費	2,731,000	〃	〃	〃
林 業 試 験 研 究 管 理 費	1,000	〃	〃	〃
自然に親しむ施設整備事業費	4,000	〃	〃	〃
漁 業 取 締 船 整 備 費	85,000	〃	〃	〃
栽培漁業センター整備費	6,000	〃	〃	〃
水 産 基 盤 整 備 費	1,250,000	〃	〃	〃
県営サンアリーナ環境整備費	264,000	〃	〃	〃
鈴 鹿 山 麓 研 究 学 園 都 市 セ ン タ ー 管 理 費	241,000	〃	〃	〃
工 業 試 験 研 究 管 理 費	4,000	〃	〃	〃
公共事業関係システム事業費	69,000	〃	〃	〃
公 共 土 木 施 設 維 持 費	11,290,000	〃	〃	〃
開発管理システム事業費	12,000	〃	〃	〃
道 路 橋 り よ う 総 務 費	60,000	〃	〃	〃

道路橋りょう保全費	1,441,000	〃	〃	〃
道路橋りょう新設改良費	17,487,000	〃	〃	〃
河川総務費	6,000	〃	〃	〃
河川改良費	7,175,000	〃	〃	〃
砂防費	1,811,000	〃	〃	〃
海岸保全費	1,129,000	〃	〃	〃
港湾建設費	1,190,000	〃	〃	〃
街路事業費	330,000	〃	〃	〃
公園費	360,000	〃	〃	〃
住宅建設費	100,000	〃	〃	〃
県単警察施設整備費	1,167,000	〃	〃	〃
交通安全施設整備費	1,642,000	〃	〃	〃
電算システム管理費	7,000	〃	〃	〃
教職員人事管理システム運営費	85,000	〃	〃	〃
総合教育センター管理運営費	50,000	〃	〃	〃
教職員住宅費	72,000	〃	〃	〃
実習船運営費	70,000	〃	〃	〃

学校情報ネットワーク事業費	220,000	〃	〃	〃
校舎その他建築費	2,697,000	〃	〃	〃
特別支援学校学習環境等 基盤整備事業費	18,000	〃	〃	〃
特別支援学校施設建築費	863,000	〃	〃	〃
熊野少年自然の家費	3,000	〃	〃	〃
県立学校給食の衛生・ 品質管理事業費	3,000	〃	〃	〃
林野災害復旧費	36,000	〃	〃	〃
漁港災害復旧費	102,000	〃	〃	〃
海岸災害復旧費	48,000	〃	〃	〃
平成31年災害土木復旧費	68,000	〃	〃	〃
令和2年災害土木復旧費	13,000	〃	〃	〃
令和3年災害土木復旧費	1,847,000	〃	〃	〃
令和4年災害土木復旧費	1,694,000	〃	〃	〃
令和5年災害土木復旧費	40,000	〃	〃	〃
臨時財政対策債	16,032,000	〃	〃	〃
計	86,952,000			

特 別 会 計

令和4年度三重県債管理特別会計予算

令和4年度三重県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ172,254,183千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和4年2月17日提出

三重県知事 一見勝之

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 121,302,039
	1 一 般 会 計 繰 入 金	114,649,895
	2 基 金 繰 入 金	6,652,144
2 財 産 収 入		52,144

	1 財 産 運 用 収 入	52,144
3 県 債		50,900,000
	1 県 債	50,900,000
歳 入 合 計		172,254,183

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 172,254,183
	1 公 債 費	172,254,183
歳 出 合 計		172,254,183

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（令和4年度発行分）	令和4年度～令和14年度	共同発行団体による共同発行の総額1,200,000,000千円から三重県の調達額を除いた額及びこれに対する利子相当額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 50,900,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む)。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	50,900,000			

議案第7号

令和4年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算

令和4年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,323,698千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和4年2月17日提出

三重県知事 一見勝之

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 諸 収 入		千円 1,287,698
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,287,698
2 県 債		2,036,000
	1 県 債	2,036,000
歳 入 合 計		3,323,698

歳 出

款	項	金 額
1 総合医療センター資金貸付費		千円 3,323,698
	1 総合医療センター資金貸付費	3,323,698
歳 出 合 計		3,323,698

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院設備整備事業	千円 2,036,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	2,036,000			

令和4年度三重県国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度三重県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ152,989,211千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日提出

三重県知事 一見勝之

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 43,283,829
	1 負 担 金	43,283,829
2 国 庫 支 出 金		41,113,839
	1 国 庫 負 担 金	29,408,858
	2 国 庫 補 助 金	11,704,981
3 財 産 収 入		1,216
	1 財 産 運 用 収 入	1,216

【第8号 令和4年度三重県国民健康保険事業特別会計予算】

2 終

4 繰	入	金		12,293,532
			1 一般会計繰入金	9,731,991
			2 基金繰入金	2,561,541
6 諸	収	入		56,296,794
			2 前期高齢者交付金	56,031,782
			3 共同事業交付金	264,338
			4 雑入	10
			5 県預金利子	664
7 繰	越	金		1
			1 繰越金	1
歳入合計				152,989,211

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険事業費		千円 152,989,211
	1 国民健康保険事業費	152,989,211
歳出合計		152,989,211

令和4年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和4年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ341,272千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日提出

三重県知事 一 見 勝 之

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
2 諸 収 入		千円 326,803
	1 預 金 利 子	122
	2 貸 付 金 元 利 収 入	326,243
	3 雑 入	438
5 繰 入 金		14,469
	1 一 般 会 計 繰 入 金	14,469
歳 入 合 計		341,272

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 341,272
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	341,272
歳 出 合 計		341,272

議案第 10 号

令和 4 年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算

令和 4 年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,311,455 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 4 年 2 月 17 日提出

三重県知事 一 見 勝 之

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 75,811
	1 負 担 金	75,811
2 使 用 料 及 び 手 数 料		909,604
	1 使 用 料	900,376
	2 手 数 料	9,228
3 繰 入 金		1,285,399

	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,285,399
4 諸 収 入		14,430
	1 雑 入	14,430
6 国 庫 支 出 金		25,634
	1 国 庫 補 助 金	25,634
7 財 産 収 入		577
	1 財 産 運 用 収 入	577
歳 入 合 計		2,311,455

歳 出

款	項	金 額
1 子 ども 心 身 発 達 医 療 セ ン タ ー 費		千円 2,311,455
	1 子 ども 心 身 発 達 医 療 セ ン タ ー 費	2,311,455
歳 出 合 計		2,311,455

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
三重県立子ども心身発達医療センター複写機賃貸借に係る契約	令和5年度～令和9年度	千円 6,987
三重県立子ども心身発達医療センター医療情報システム再構築及び運用保守業務委託に係る契約	令和4年度～令和10年度	743,591
三重県立子ども心身発達医療センター電話交換設備保守管理業務委託に係る契約	令和5年度～令和6年度	759
三重県立子ども心身発達医療センター院内保育所運營業務委託に係る契約	令和4年度～令和7年度	83,835
三重県立子ども心身発達医療センター医事業務委託に係る契約	令和4年度～令和7年度	108,123
三重県立子ども心身発達医療センター患者給食業務委託に係る契約	令和4年度～令和7年度	261,225

令和 4 年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算

令和 4 年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 70,512 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 17 日提出

三重県知事 一 見 勝 之

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 68
	1 一 般 会 計 繰 入 金	68
2 繰 越 金		36,311
	1 繰 越 金	36,311
3 諸 収 入		34,133
	1 預 金 利 子	13
	2 貸 付 金 元 利 収 入	32,972
	3 雑 入	1,148

歳 入 合 計		70,512
歳 出		
款	項	金 額
1 就農施設等資金貸付事業費		千円 70,512
	1 就農施設等資金貸付事業費	70,512
歳 出 合 計		70,512

令和 4 年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算

令和 4 年度三重県地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 236,663 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 4 年 2 月 17 日提出

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 1,920
	1 使 用 料	1,920
3 繰 入 金		119,977
	1 一 般 会 計 繰 入 金	119,977
5 諸 収 入		14,766
	1 雑 入	14,766
6 県 債		100,000

	1 県	債	100,000
歳	入	合	計
			236,663

歳 出

款	項	金	額
1 地方卸売市場事業費			千円 236,663
	1 地方卸売市場事業費		236,663
歳	出	合	計
			236,663

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市場施設維持管理費	千円 100,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限 度額に加算した金額を、 それぞれの起債限度額と することができる。	% 8.5 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
計	100,000			

令和4年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算

令和4年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ584,631千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、149,794千円と定める。

令和4年2月17日提出

三重県知事 一見勝之

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 609
	1 一 般 会 計 繰 入 金	609
2 繰 越 金		121,559
	1 繰 越 金	121,559
3 諸 収 入		462,463
	1 預 金 利 子	3
	2 貸 付 金 元 利 収 入	312,666

	3 雑	入	149,794
歳 入 合 計			584,631
歳 出			
款	項		金 額
1 林業改善資金貸付事業費			千円 584,631
	1 林業改善資金貸付事業費		584,631
歳 出 合 計			584,631

令和 4 年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

令和 4 年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 239,225 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 17 日提出

三重県知事 一 見 勝 之

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
2 繰 入 金		千円 759
	1 一 般 会 計 繰 入 金	759
3 繰 越 金		227,996
	1 繰 越 金	227,996
4 諸 収 入		10,470
	1 預 金 利 子	75
	2 貸 付 金 元 利 収 入	9,985
	3 雑 入	410

歳 入 合 計		239,225
歳 出		
款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		千円 239,225
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	239,225
歳 出 合 計		239,225

令和 4 年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算

令和 4 年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 386,234 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 17 日提出

三重県知事 一 見 勝 之

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
2 繰 入 金		千円 20,753
	1 一 般 会 計 繰 入 金	20,753
3 繰 越 金		24,329
	1 繰 越 金	24,329
4 諸 収 入		341,152
	1 預 金 利 子	50
	2 貸 付 金 元 利 収 入	309,422
	3 雑 入	31,680

歳 入 合 計		386,234
歳 出		
款	項	金 額
1 中小企業者等支援資金貸付事業費		千円 386,234
	1 中小企業者等支援資金貸付事業費	386,234
歳 出 合 計		386,234

令和 4 年度三重県港湾整備事業特別会計予算

令和 4 年度三重県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 155,896 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 17 日提出

三重県知事 一 見 勝 之

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 59,948
	1 使 用 料	59,948
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		26,178
	1 雑 入	26,178
9 繰 入 金		69,769
	1 一 般 会 計 繰 入 金	69,769

歳 入 合 計		155,896
歳 出		
款	項	金 額
1 港 湾 整 備 事 業 費		千円 155,896
	1 港 湾 整 備 事 業 費	155,896
歳 出 合 計		155,896

企 業 会 計

議案第 17 号

令和 4 年度三重県水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度三重県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 給 水 区 域 | 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、桑名郡、三重郡、多気郡、度会郡玉城町及び度会町 |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 73,697,712 m ³ |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 203,024 m ³ |
| (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 | 業務設備及び改良事業 事業費 114,391 千円 |
| | 北勢水道改良事業 事業費 1,626,690 千円 |
| | 中勢水道改良事業 事業費 1,533,746 千円 |
| | 南勢水道改良事業 事業費 1,443,710 千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款	水 道 事 業 収 益		9,709,375 千円
第 1 項	営 業 収 益		8,824,611 千円
第 2 項	営 業 外 収 益		884,764 千円
	支	出	
第 1 款	水 道 事 業 費 用		9,466,243 千円
第 1 項	営 業 費 用		8,994,024 千円

第 2 項	営 業 外 費 用	470,219 千円
第 3 項	予 備 費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,099,150 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 418,972 千円及び過年度分損益勘定留保資金 5,680,178 千円で補てんするものとする。）。

		収 入
第 1 款	資 本 的 収 入	517,510 千円
第 1 項	補 助 金	263,710 千円
第 2 項	出 資 金	103,800 千円
第 3 項	長 期 貸 付 金 償 還 金	150,000 千円
		支 出
第 1 款	資 本 的 支 出	6,616,660 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	4,768,577 千円
第 2 項	償 還 金	1,848,083 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
送水管布設替工事等に係る契約	令和 4 年度から令和 5 年度	555,500 千円
導水ポンプ所建築工事等に係る契約	令和 5 年度から令和 6 年度	3,167,212 千円
機械設備工事等に係る契約	令和 4 年度から令和 5 年度	705,100 千円
電気設備改良工事等に係る契約	令和 4 年度から令和 5 年度	183,172 千円
耐震補強工事等に係る契約	令和 5 年度	19,800 千円
浄水場等設備点検業務委託に係る契約	令和 5 年度から令和 8 年度	121,000 千円
管理業務委託に係る契約	令和 4 年度から令和 9 年度	2,678,117 千円

警備業務委託に係る契約	令和5年度から令和9年度	66,385千円
電気需給に係る契約	令和4年度から令和5年度	1,314,799千円
事務機器賃貸借に係る契約	令和5年度から令和8年度	776千円
ストレスチェック業務委託に係る契約	令和5年度から令和6年度	114千円
財務会計システムに係る契約	令和5年度から令和10年度	32,126千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 職員給与費
- (2) 消費税及び地方消費税

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 929,393千円 |
| (2) 交際費 | 26千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、311,770千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、11,000千円と定める。

令和4年2月17日提出

三重県知事 一見勝之

令和 4 年度三重県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度三重県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 会 社 数	92 社		
(2) 年 間 総 給 水 量	213,671,300m ³		
(3) 一 日 平 均 給 水 量	585,401m ³		
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	業 務 設 備 及 び 改 良 事 業	事 業 費	225,667 千円
	北伊勢工業用水道改良事業	事 業 費	4,247,937 千円
	松阪工業用水道改良事業	事 業 費	492,120 千円
	中伊勢工業用水道改良事業	事 業 費	195,920 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 工業用水道事業収益		6,330,274 千円	
第 1 項 営 業 収 益		5,935,905 千円	
第 2 項 営 業 外 収 益		394,369 千円	
	支	出	
第 1 款 工業用水道事業費用		6,057,200 千円	
第 1 項 営 業 費 用		5,813,610 千円	
第 2 項 営 業 外 費 用		241,590 千円	
第 3 項 予 備 費		2,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,972,924 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 467,962 千円及び過年度分損益勘定留保資金 3,504,962 千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第 1 款	資 本 的 収 入		2,386,911 千円
第 1 項	企 業 債		1,793,000 千円
第 2 項	補 助 金		176,900 千円
第 3 項	出 資 金		290,296 千円
第 4 項	負 担 金		126,715 千円
		支	出
第 1 款	資 本 的 支 出		6,359,835 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		5,331,940 千円
第 2 項	償 還 金		1,027,895 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水管布設工事等に係る契約	令和 5 年度から令和 6 年度	612,700 千円
水管橋等撤去工事に係る契約	令和 4 年度から令和 6 年度	506,136 千円
取水所改良工事に係る契約	令和 5 年度	95,700 千円
電気設備工事等に係る契約	令和 4 年度から令和 5 年度	88,000 千円
制水弁取替工事に係る契約	令和 5 年度	50,600 千円
耐震補強工事に係る契約	令和 5 年度	22,000 千円
管理業務委託に係る契約	令和 4 年度から令和 9 年度	2,214,097 千円
警備業務委託に係る契約	令和 5 年度から令和 9 年度	69,001 千円

電 気 需 給 に 係 る 契 約	令和4年度から令和5年度	488,529千円
事 務 機 器 賃 貸 借 に 係 る 契 約	令和5年度から令和8年度	1,384千円
ス ト レ ス チ ェ ッ ク 業 務 委 託 に 係 る 契 約	令和5年度から令和6年度	78千円
財 務 会 計 シ ス テ ム に 係 る 契 約	令和5年度から令和10年度	21,417千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
(1) 北伊勢工業用水道改良事業	1,510,000千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、都合により据 置期間を短縮し、若しくは繰上 償還又は低利に借り換えること ができるものとする。
(2) 松阪工業用水道改良事業	189,000千円	〃	〃	〃
(3) 中伊勢工業用水道改良事業	94,000千円	〃	〃	〃

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 職 員 給 与 費

(2) 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

【第 18 号 令和 4 年度三重県工業用水道事業会計予算】

4 終

(1) 職 員 給 与 費	675,081 千円
(2) 交 際 費	19 千円

(他会計からの補助金)

第 1 0 条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,775 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 1 1 条 たな卸資産の購入限度額は、6,000 千円と定める。

令和 4 年 2 月 17 日提出

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

令和 4 年度三重県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度三重県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主 要 な 事 業 施 設 撤 去 事 業 事 業 費 1,140,000 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 電 気 事 業 収 益		9,092 千円
第 1 項 営 業 外 収 益		9,092 千円
	支	出
第 1 款 電 気 事 業 費 用	1,426,395 千円	
第 1 項 営 業 費 用	1,422,895 千円	
第 2 項 営 業 外 費 用	1,500 千円	
第 3 項 予 備 費	2,000 千円	

(一時借入金)

第 4 条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 5 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 職 員 給 与 費

(2) 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれ

【第 19 号 令和 4 年度三重県電気事業会計予算】

2 終

ら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	175,593 千円
(2) 交 際 費	31 千円

(他会計からの補助金)

第 7 条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,050 千円である。

令和 4 年 2 月 17 日提出

三重県知事 一 見 勝 之

令和 4 年度三重県病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度三重県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	766 床				
一	般	病	床	282 床			
精	神	病	床	448 床			
療	養	病	床	36 床			
(2) 年	間	患	者	数			
入				院	165,467 人		
外				来	136,855 人		
(3) 一	日	平	均	患	者	数	
入					院	453 人	
外					来	563 人	

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病 院 事 業 収 益		5,372,452 千円
第 1 項 医 業 収 益		2,662,021 千円
第 2 項 医 業 外 収 益		2,710,431 千円

支 出

第1款 病院事業費用	5,317,333 千円
第1項 医療費用	5,180,643 千円
第2項 医療外費用	136,690 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 605,848 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,608 千円及び過年度分損益勘定留保資金 602,240 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,538,052 千円
第1項 企業債	723,800 千円
第2項 県費負担金	410,252 千円
第3項 短期貸付金返還金	400,000 千円
第4項 雑収入	4,000 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,143,900 千円
第1項 建設改良費	735,880 千円
第2項 企業債償還金	720,020 千円
第3項 長期借入金償還金	285,000 千円
第4項 長期貸付金	3,000 千円
第5項 短期貸付金	400,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
患者給食業務委託に係る契約	令和5年度から令和7年度まで	338,184千円
医事業務委託に係る契約	令和5年度から令和7年度まで	305,292千円
ガス需給に係る契約	令和5年度	19,245千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院施設及び設備整備事業	723,800千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、都合により据 置期間を短縮し、若しくは繰上 償還又は低利に借り換えること ができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 材料費に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用
- (2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用
- (3) 消費税雑損失に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 2,786,915千円

(2) 交 際 費 73 千円

(他会計からの補助金)

第 1 0 条 病院事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、138,087 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 1 1 条 たな卸資産の購入限度額は、142,730 千円と定める。

(重要な資産の取得および処分)

第 1 2 条 重要な資産の取得および処分は、次のとおりとする。

取得又は処分の別	種 類	名 称	数 量
取 得	医 療 機 器	一 志 病 院 医 療 関 連 機 器	1 点

令和 4 年 2 月 17 日提出

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

令和 4 年度三重県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度三重県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、員弁郡、三重郡、多気郡多気町及び明和町、度会郡玉城町		
(2) 年間総処理水量	87,506,000m ³		
(3) 一日平均処理水量	239,742m ³		
(4) 主要な建設改良事業	国補北勢沿岸流域下水道（北部）建設事業	事業費	549,068 千円
	国補北勢沿岸流域下水道（南部）建設事業	事業費	4,812,615 千円
	国補中勢沿岸流域下水道（志登茂川）建設事業	事業費	90,300 千円
	国補中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸）建設事業	事業費	431,437 千円
	国補中勢沿岸流域下水道（松阪）建設事業	事業費	785,825 千円
	国補宮川流域下水道（宮川）建設事業	事業費	1,296,015 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 流域下水道事業収益		14,127,131 千円
第 1 項 営業収益		6,549,762 千円
第 2 項 営業外収益		7,577,369 千円
	支	出
第 1 款 流域下水道事業費用		13,919,953 千円

第 1 項 営 業 費 用	13,084,662 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	834,791 千円
第 3 項 予 備 費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 644,155 千円は、当年度分損益勘定留保資金 563,836 千円及び当年度利益剰余金処分額 80,319 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入	10,514,620 千円
第 1 項 企 業 債	2,080,100 千円
第 2 項 補 助 金	6,696,347 千円
第 3 項 負 担 金	1,730,673 千円
第 4 項 雑 収 入	7,500 千円
支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出	11,158,775 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	8,072,931 千円
第 2 項 償 還 金	3,085,844 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道台帳システム再構築、 運用・保守業務委託に係る契約	令和 5 年度から令和 9 年度	10,000 千円
下水道事業（北勢沿岸流域下水道 ほか 2 流域下水道）に係る契約	令和 5 年度から令和 6 年度	10,193,450 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(1) 下水道事業費	1,717,100 千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
(2) 資本費平準化債 (一時借入金)	363,000 千円	〃	〃	〃

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用（消費税及び地方消費税に不足が生じた場合）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 463,022 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,701,325 千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち 80,319 千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 80,319 千円

令和4年2月17日提出

三重県知事 一見勝之

